

【重要】電気供給約款（低圧用）変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

電気供給約款（低圧用）を下記のとおり変更させていただきますのでお知らせいたします。

1. 主な変更内容

① 燃料費調整制度の見直し

各地域電力会社の燃料費調整制度の見直しにない、基準燃料価格・基準単価等の算定諸元の見直しを行います。また、北海道エリア、東北エリア、中国エリア、九州エリアにおいて、これまで燃料費調整に含まれていた離島供給に係る火力燃料費の変動を区分して、離島ユニバーサルサービス調整として算定いたします。

② 契約期間の変更

ご契約期間を設定しておりましたが、その定めを廃止し、電力需給契約が成立した日から、解約等により需給契約が消滅する日までを契約期間といたします。

③ 解約違約金の設定

需給開始日の属する月以降、毎年到来する需給開始月と同月およびその翌月を除き、電力需給契約を解約する場合には、契約種別ごとに設定した解約違約金を申し受けます。

④ 解約手数料の廃止

解約日の3か月前までに電力需給契約の解約を当社に通知されなかった場合に申し受けていた解約手数料を廃止いたします。

⑤ 制限中止割引の廃止

一般送配電事業者の都合によりお客様の電気の使用が制限または中止される場合に行っていた基本料金の割引を廃止いたします。

⑥ 力率割引・割増の廃止

低圧電力のご契約において、力率が85%を上回る場合、または下回る場合に行っていた基本料金の割引・割増を廃止いたします。

2. 変更内容の詳細

下記に掲載しておりますのでご覧ください。

- ・ [電気供給約款（低圧用）の新旧対照表](#)
- ・ [変更後の電気供給約款（低圧用）](#)

3. 適用時期（約款改定実施日）

2023年8月1日

※なお、料金の算定期間が2023年7月から8月に月をまたぐ場合は、当該の料金の算定期間はすべて旧約款が適用され、新約款での日割計算は行いません。

4. ご利用を継続される場合

本約款変更に伴い、お客さまに実施いただくお手続きはございません。

5. 他の電力会社への切り替えをご希望される場合

本約款変更にご納得いただけない場合は、2023年7月21日までに解約のお申し出をいただくことで、電気供給約款（低圧用）第35条の規定にかかわらず、解約違約金を負担することなく解約することができます。他社への切り替えをご希望のお客さまは、お早めにお手続きをお願いいたします。

ご不明点につきましては、以下のお問い合わせ先へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

リエスパワー株式会社（小売電気事業者登録番号：A0003）

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-21-1 owl tower office 6F

03-6844-3500（平日 9:00～18:30）

今後とも変わらぬ御愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上